資料1

# 前回小委員会でのご意見に対する補足説明資料

平成28年12月

# 前回委員会での主な意見と対応

- 1. まずはリスク情報の公表を徹底すべき。雨量情報の活用も必要でないか。
  - ⇒ O平常時、緊急時における水害リスク情報等の提供について可能な限り実施
    - ○簡易な方法による中小河川のリスク情報の共有を拡大
      - → ・洪水浸水想定区域図の公表
        - ・安価かつ設置容易な水位計の開発・設置を促進
        - ・浸水実績等の浸水深を居住地域への表示
        - 雨量情報を避難勧告等の発令を判断する情報として活用
- 2. 協議会の都道府県管理河川への拡大については良い取組であるが国がリードして軌道に乗せる必要がある。
  - ⇒ О国による都道府県の「水防災意識社会 再構築ビジョン」への支援
    - → ・都道府県の協議会へアドバイザーとして参画
      - 都道府県等管理河川における取組の相談窓口を各地方整備局に設置
      - ・協議会で決定したソフト対策への支援強化 (財政的な支援の充実、「ホットライン」の活用ガイドラインの整備)
- 3. 要配慮者利用施設などについては浸水が想定される区域内には新たに立地できないように制限をかける必要がある。

既に立地している施設に対して如何に安全性を担保するかという視点で考える必要がある。

⇒┆別添のとおり

# 前回委員会での主な意見と対応

- 4. 昨年の小委員会では「危機管理型ハード対策の導入」を打ち出したが、中小河川においてこれに代わって実施していく施策を今回の小委員会で打ち出す必要がある。
  - ⇒○施設能力を超える洪水に対し迅速かつ確実な避難
    - → ・関係者が連携して避難場所や避難路の整備
      - 浸水被害の拡大を抑制する連続盛土や高台となっている自然地形等を保全
    - ○重点化、集中化を図るとともに効率的に治水対策を推進
      - →・輪中堤、宅地嵩上げ等の局所的な対応
        - ・流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用する既存ストックの有効活用
- 5. 要配慮者利用施設における利用者の逃げ遅れは施設管理者等のリテラシーの問題。 関係省庁が一体となってリテラシー向上に努めるべき。
  - ⇒┆○要配慮者利用施設の管理者を対象とした説明会の実施
    - 〇モデル地区において関係機関が加わり避難確保計画を作成し、その過程で得られた 知見を全国に展開するなどの取組を推進

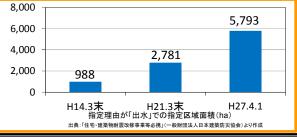
## 治水対策と土地利用について

- 洪水氾濫の恐れのある区域におけるリスク低減の取組として、<u>浸水想定区域の指定・公表、不動産関連事業者への災害リスク情報の周知</u>、 立地適正化計画による土地利用誘導が行われている。
- また、洪水氾濫の恐れのある区域での土地利用規制方法として建築基準法に基づく災害危険区域の指定がある。
- 〇 中山間地域における局所的な治水対策として、<u>輪中堤の整備、宅地嵩上げなどを実施する水防災事業</u>が国管理河川、都道府県管理河川で 実施されているが、当該事業を実施する際には、輪中堤等で保全される区域以外の区域において新たな開発、立地がなされないよう、<u>災害</u> 危険区域の指定と一体的に当該事業を実施することとしている。

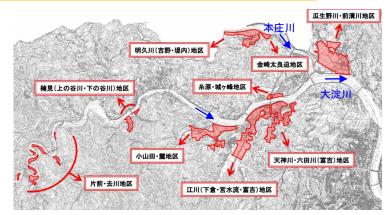
# (信濃川水系千曲川)輪中堤と土地利用規制による取組事例 動中堤 輪中堤 H18出水等を受け、輪中堤整備と 土地利用規制を組み合わせた対策を実施 ジ書危険区域\*\* 下の範囲を指定 ・河川区域 ・バの範囲を指定

## 災害危険区域の指定状況

出水を指定理由とした災害危険区域 の指定は増加傾向にあり、洪水氾濫 の恐れのある区域での土地利用規制 が進んできている。



## 出水を指定理由とした災害危険区域(宮崎市)



※宮崎市災害危険区域全体図(宮崎県HPより)

### 宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限

対象建築物	制限内容
①住宅、共同住宅、寄宿舎、寮等	・左記建築物の居間、寝室等の「居住室の
②「病室」を持つ病院、診療所	床面」は、設定水位より上に設けること。
③「寝室」を持つ児童福祉施設	・建築に際しては、市長認定を要する。

※設定水位は既往第2位の浸水位を採用している

要配慮者利用施設であっても、まったく水害リスクの無い所に立地させるのは難しいことから、以下の取組を実施。

- 河川管理者からの水害リスク情報の提供について徹底
- 〇 施設管理者等は水害リスクを知ってもらった上で、平常時の利便も考慮の上、設置の是非について地域で考えてもらい決定
- 浸水が想定される区域に設置せざるを得ない場合は、実効性のある避難計画の作成、避難訓練の実施を徹底。また、施設側での浸水被害防止 対策を促進



- ・減災対策協議会を活用し、新設については地域の不動産事業者等にどのように水害リスク等を周知していくか、既設については確実な避難につながる取組をどのように実施していくか等、地域の実情を踏まえた取組内容を検討
- ・減災対策協議会の議論を踏まえ、個別に水害リスク等の提供、避難計画の作成、避難訓練の実施等の具体な取組を推進